

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第10号、多度津町水道事業の設置等に関する条例の廃止についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、中田君。

上下水道課長（中田 健二）

おはようございます。

議案第10号、多度津町水道事業の設置等に関する条例の廃止についての提案説明を申し上げます。

平成29年11月1日付けで総務大臣の許可を受け、香川県広域水道企業団が発足いたしました。

平成30年4月1日より事業が開始され、直島町を除く県内全ての水道事業が統合されることとなります。

これに伴いまして各構成団体での水道事業は廃止する必要があることから、「多度津町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例」により、当町における水道事業を廃止するもので、附則第1項で施行期日は、平成30年4月1日とするものでございます。

また、水道事業が廃止されることに伴い、関連する条例の廃止及び改正が必要となることから、同じく附則において廃止及び改正を行います。

附則第2項において、「多度津町水道事業について地方公営企業法を適用する期日を定める条例」、「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」、「多度津町水道事業給水条例」、「多度津町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例」、「多度津町水道事業の剰余金の処分等に関する条例」の5つの条例について廃止をいたします。

附則第3項の多度津町職員の定数に関する条例の一部改正においては、職員の定義から公営企業に関する規定を削り、職員の定数に関して、水道事業の事務部局の職員を町長の事務部局の職員に加える変更を行います。

第4項、多度津町公共下水道条例の一部改正におきましては、使用料の徴収について具体的に規定し、また、現在水道事業に委託している徴収業務等を、今後も委託することを視野に入れた改正を行います。

第5項、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正におきましては、企業職員に関する規定を削り、第6項、多度津町行政手続条例における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正におきましては、地方公営企業法に関する規定を削ります。

第7項、多度津町情報公開条例の一部改正及び第8項、多度津町個人情報保護条例の一部改正におきましては、水道事業管理者の規定を削除いたします。

第9項、議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の

一部改正におきましては、議会の同意を得るべき公の施設から、上水道施設を削除し、所要の改正を行うものです。

以上のとおり、水道事業の廃止に伴い5条例について廃止し、7条例について一部改正を行うものです。

以上、簡単ではございますが、議案第10号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。